

○岐阜市福祉医療費の支給に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 106 号

(目的)

第 1 条 この条例は、障害者、乳幼児、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子及び寡婦等に対し医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者(18 歳に満たない児童を含む。)をいう。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級が 1 級、2 級又は 3 級に該当する旨、身体障害者手帳に記載された者

(2) 知的障害者 療育手帳制度の取扱要領について(昭和 56 年 7 月 15 日付け 56 障福第 319 号生活福祉部長通知)2 障害の程度の判定の(1)に定める障害の程度が「A1」「A2」又は「B1」に該当するもの

(3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める障害等級が 1 級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者

2 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この条例において「母子家庭の母、母子家庭の子」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に定める配偶者のない女子であって、現に 20 歳未満の子を監護している者及びその監護を受けている子又は父母のない子(同法附則第 3 条に規定する父母のない児童をいう。)であって、18 歳未満の者又は高等学校に在学する 20 歳未満の者

(2) 児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 1 条の 2 第 2 号に規定する 20 歳未満の子を現に監護している母及びその監護を受けている子であって、18 歳未満の者又は高等学校に在学する 20 歳未満の者

4 この条例において「父子家庭の父、父子家庭の子」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に定める配偶者のない男子であって、現に 20 歳未満の子を監護している者及びその監護を受けている子であって、18 歳未満の者又は高等学校に在学する 20 歳未満の者

(2) 児童扶養手当法施行令第 2 条第 2 号に規定する 20 歳未満の子を現に監護している父及びその監護を受けている子であって、18 歳未満の者又は高等学校に在学する 20 歳未満の者

5 この条例において「寡婦等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 4 項に規定する寡婦及び同法附則第 6 条第 1 項に定める者並びに未婚の女子のうち、年齢 60 歳以上 70 歳未満で、かつ、扶養義務者と生計を同一にしない者をいう。

6 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、現に障害者又は乳幼児を監護しているものをいう。

7 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

8 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、特定療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家庭訪問看護療養費をいう。

9 この条例において「負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く。以下同じ。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 67 条第 1 項の一部負担金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 この条例に定める医療費の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次に掲げる者であって、壱岐市の区域内に住所を有する者(規則に定める者にあつては、壱岐市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条により支給決定を行った者)とする。ただし、壱岐市長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者である障害者、乳幼児、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子又は寡婦等
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 1 項の規定の適用を受ける障害者

(支給)

第 4 条 前条第 1 号に掲げる支給対象者に係る保険給付につき、支給対象者又はその保護者が負担金を支払った場合には、市長は次に掲げる額(当該負担金について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額)を支給対象者又はその保護者に対して支給するものとする。ただし、3 歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者については当該負担金の額(診療時間外における外来診療分を除く。)を支給するものとする。

- (1) 障害者に係る医療費にあつては、次の区分による額

ア 障害程度等級が 1 級又は 2 級に該当する旨、身体障害者手帳に記載された者、障害の程度が「A1」又は「A2」に該当する旨、療育手帳に記載された者及び障害等級が 1 級に該

当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者(通院に係る負担金に限る。)にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円(1 月につき、その額が 1,600 円を超えるときは 1,600 円。以下この条において同じ。)を控除して得た額

イ 障害程度等級が 3 級に該当する旨、身体障害者手帳に記載された者及び障害の程度が「B1」に該当する旨、療育手帳に記載された者にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円を控除して得た額に 3 分の 2 を乗じて得た額

(2) 乳幼児に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円を控除して得た額

(3) 母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父及び父子家庭の子に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円を控除して得た額

(4) 寡婦等に係る医療費にあつては、寡婦等が病院又は診療所へ入院する場合の負担金から当該入院日数 1 日につき 1,200 円を控除して得た額

2 前条第 2 号に掲げる支給対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 1 項の一部負担金につき支給対象者が負担金を支払った場合には、市長は、次の各号に掲げる額を支給対象者に対して支給するものとする(当該負担金について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額)。

(1) 障害程度等級が 1 級又は 2 級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者、障害の程度が「A1」又は「A2」に該当する旨療育手帳に記載された者及び障害等級が 1 級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者(通院に係る負担金に限る。)にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円を控除して得た額

(2) 障害程度等級が 3 級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者及び障害の程度が「B1」に該当する旨療育手帳に記載された者にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円を控除して得た額に 3 分の 2 を乗じて得た額

(支給の制限)

第 5 条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費を支給しない。

(1) **障害者**又は現にその者と生計を同じくする**配偶者**若しくは民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める**扶養義務者**のうち、いずれかの者の**前年の所得**が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 7 条に定める額を超えるとき及び第 8 条において準用する第 2 条第 2 項に定める額以上であるとき。

(2) 母子家庭の子又は父子家庭の子のうち 18 歳以上のもの(高等学校に在学するときは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものを除く。)又は寡婦等が病院又は診療所へ入院することなく、医療に関する給付を受けたとき。

(3) **母子家庭の母**又は**父子家庭の父**の**前年の所得**が、児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 2 項に定める額以上であるとき。

(4) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつその生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に定める額以上であるとき。

(5) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その母若しくは父と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に定める額以上であるとき。

(6) 寡婦等が、前年分の所得税を課せられているとき。

(受給資格認定)

第6条 支給対象者又はその保護者は、第4条に定める支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し規則で定めるところにより受給者証を交付する。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療を受ける場合、医療機関等に対し受給者証を提示するものとする。

(支給の方法)

第9条 第4条に定める医療費の支給は、規則で定めるところにより、受給者の申請に基づき行うものとする。

2 前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、支給対象者である乳幼児が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、当該受給者に対し第4条に定める医療費として支給すべき額の限度において、当該受給者の代わりに、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対しこの条例に定める乳幼児に対する医療費の支給があったものとみなす。

(未支給の医療費)

第10条 受給者が死亡のため前条第1項に定める支給の申請をすることができないときは、当該世帯主又は遺族のうち市長が定める者が自己の名において申請することができる。

2 受給者が支給の申請をした後死亡し、医療費の支給ができないときは、当該世帯主又は遺族のうち市長が定める者に支給するものとする。

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給をした金額又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による支給を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

第 13 条 受給者は、規則で定める事項に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が正当な理由がなくて前項の規定による届出をしないときは、医療費の支給を一時差し止めることができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町福祉医療費の支給に関する条例(昭和 49 年郷ノ浦町条例第 39 号)、勝本町福祉医療費の支給に関する条例(昭和 49 年勝本町条例第 25 号)、芦辺町福祉医療費の支給に関する条例(昭和 49 年芦辺町条例第 24 号)又は石田町福祉医療費支給条例(昭和 49 年石田町条例第 25 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年 9 月 20 日条例第 26 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日以後の診療に係る医療費から適用する。

2 この条例の施行前に、改正前の壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第 6 条の規定により認定された幼児(平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日の間に満 6 歳に達する者に限る。)の受給資格については、改正後の壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第 6 条の規定により認定されたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日条例第 22 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 17 日条例第 10 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日条例第 24 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成 22 年 9 月 21 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成 22 年 12 月 16 日条例第 29 号)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日条例第 30 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 19 日条例第 34 号)

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 27 日条例第 41 号)

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 19 日条例第 19 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日条例第 25 号)

この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。